

茨城県認可外保育施設指導監督実施要項

(目的)

第1条 この要項は、認可外保育施設（児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定又は認定こども園法第22条第1項の規定により認可を取り消された施設を含む。）について、法第59条第1項に基づく調査及び同条第3項の措置を含む指導監督に関し必要な事項を定め、これらの施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事前指導)

第2条 子ども家庭課長は、認可外保育施設を設置しようとする者等から相談があった場合及び市町村等関係機関から新規開設の情報を得た場合には、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明し、児童福祉法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求める。

(開設等の届出)

第3条 認可外保育施設の設置者は、施設の設置後直ちに、別に定める様式により、子ども家庭課長に届け出なければならない。

2 前項により届け出た事項に変更を生じたとき又は当該保育事業を休止若しくは廃止したときは、子ども家庭課長に届け出なければならない。

(報告徴収)

第4条 子ども家庭課長は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、少なくとも年1回以上定期的に、文書により、回答期限を付して、施設の運営状況等必要な事項について報告を求める。

2 子ども家庭課長は、あらかじめ認可外保育施設の設置者又は管理者に命じ、次の事項について報告を求める。

(1) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等重大な事故が生じた場合

(2) 当該保育施設に24時間かつ週のうちおおむね5日間程度以上入所している児童がいるときは速やかに、その氏名、住所及び家庭の状況等

(対象の把握)

第5条 子ども家庭課長は、市町村長その他の者の協力を得て、管内に所在する認可外保育施設の把握に努めるものとする。

- 2 子ども家庭課長は、所在の判明した認可外保育施設については、これを「認可外保育施設台帳」(様式第1号)に登載するものとする。

(立入調査等の実施)

第6条 福祉指導課長は、ベビーホテル及びその他の認可外保育施設にあつては毎年、事業所内保育施設(院内保育施設を含む。)にあつては2年に1回程度、施設の所在する市町村の協力のもとに、職員を調査員として施設に立ち入らせ、その設備若しくは運営について別紙「認可外保育施設に対する指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)に適合しているか否かを確認するため必要な調査又は質問(以下「立入調査」という。)を行うものとする。

なお、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、必要と判断する場合に調査等を行うものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、子ども家庭課長は、必要があると認めるときは、随時認可外保育施設に対し報告を求め又は立入調査を行うものとする。
- 3 前2項に規定する立入調査を命じられた調査員は、「認可外保育施設指導監督調書」(様式第2号)の調査項目に関して立入調査を実施し、その結果を「認可外保育施設指導監督復命書」(様式第3号)により復命するものとする。
- 4 立入調査における調査、質問等は設置者又は管理者に対して行うことを通例とするが、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取するものとする。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童の保護者等から事情を聴取するものとする。

(改善指導及び改善勧告等)

第7条 福祉指導課長は、前条第1項の立入調査の結果、認可外保育施設の設備又は運営について指導監督基準の全ての項目に適合していると認めるときは、(様式第4号)で通知するものとする。

- 2 福祉指導課長は、指導監督基準に照らして改善を求める必要があると認められる場合は、次の各号のいずれかによる改善指導又は改善勧告を行うものとする。

なお、児童の安全確保等緊急の必要があるときはこの限りではない。

- (1) 指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であつて改善が容易と認められ、口頭により改善指導した場合は、(様式第5号)により通知するものとする。
- (2) 指導監督基準を満たしていない事項で、文書による改善指導が必要であると認められる場合は、(様式第6号)により通知するものとする。この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して、文書による報告を求めるものとする。

- (3) 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合は、(様式第7号)により改善勧告を行うものとする。この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めるものとする。また、改善に時間を要する事項については、概ね1か月以内に改善計画の提出を求めるものとする。
- (4) 建物の構造等から改善することが不可能と認められる施設につき問題のある事項については、移転に要する期間を考慮して適切な期限(3年以内)相当の猶予期間を付したうえ、文書で移転を勧告するものとする。
- 3 福祉指導課長は、前項各号に掲げる改善指導又は改善勧告を行った場合には、改善措置の状況を確認するために必要があると認めるときは、随時認可外保育施設に対し報告を求め又は立入調査を行うものとする。
- 4 子ども家庭課長は、前条第2項の立入調査の結果、必要があると認めるときは、同条第1項から第3項に従い、改善指導及び改善勧告を行うものとする。

(改善勧告等に従わない場合の措置等)

- 第8条 福祉指導課長は、認可外保育施設の設置者又は管理者が第7条第2項第3号の勧告に従わない場合には、子ども家庭課長にその旨を報告するものとする。
- 2 子ども家庭課長は、改善勧告に対して改善が行われていない旨の報告を受けた場合または第7条第4項に基づく改善勧告に対して改善が行われていないと判断した場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表することができる。
- 3 子ども家庭課長は、改善勧告に対して改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し(様式第8号)、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命じることとする。(様式第9号)

(証明書交付及び返還)

- 第9条 福祉指導課長は、第7条第1項に規定する場合のほか、指導事項に対する是正改善の状況について報告を受け、その内容が指導監督基準に適合していると認めるときは、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付について」(平成17年1月21日付け雇児発第0121002号厚労省通知)に基づき、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」(以下「証明書」という。)を交付するものとし、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の設置者等に対しては様式第10号により、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の設置者等に対しては様式11号によるものとする。

なお、証明書の有効期限は、証明書を交付した日から次項の返還の通知をした日までとする。

ただし、既に証明書が交付されている施設については、あらためて証明書は交付しない。

- 2 証明書が交付されている施設について、第7条第2項各号に掲げる改善指導又は改善勧告を行った場合には、当該施設の設置者に対して「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の返還通知書」（様式第12号）により証明書を返還させるものとする。
- 3 証明書の交付を受けた施設が、証明書を紛失等した場合は、認可外保育施設の設置者は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の再交付申請書」（様式第13号）により再交付を申請することができる。

（調査員の人数及び身分証明証の携帯）

第10条 第6条第1項及び第2項並びに第7条第3項の規定による立入調査は、2名以上の調査員により行うものとする。

- 2 調査員が立入調査を行う際は、児童福祉法施行規則第14号様式による身分を明らかにする証票を携帯するものとする。

（記録の整備）

第11条 子ども家庭課長は、第5条第2項の規定により「認可外保育施設台帳」（様式第1号）に登載した認可外保育施設について、施設ごとにその実態、指導監督の内容等必要な記録を整備するものとする。

（調査結果の報告）

第12条 福祉指導課長は、立入調査の実施結果について「認可外保育施設指導監督実施結果報告書」（様式第14号）により、翌年度の4月30日までに子ども家庭課長に報告するものとする。

付 則

この要項は、平成5年4月1日から適用するものとする。

この要項は、平成6年5月30日から適用するものとする。

この要項は、平成11年7月2日から適用するものとする。

この要項は、平成12年6月9日から適用するものとする。

この要項は、平成13年6月14日から適用するものとする。

この要項は、平成14年9月25日から適用するものとする。

この要項は、平成15年1月1日から適用するものとする。

この要項は、平成16年4月1日から適用するものとする。

この要項は、平成17年9月14日から適用するものとする。

この要項は、平成18年10月10日から適用するものとする。

この要項は、平成19年9月27日から適用するものとする。

この要項は、平成21年4月1日から適用するものとする。

この要項は、平成25年4月1日から適用するものとする。

この要項は、平成26年4月1日から適用するものとする。

この要項は、平成29年3月16日から適用するものとする。